

2. 未来につなぐ環境づくり

-
- 2-1 持続可能な循環型社会の形成
 - 2-2 生活・雨水排水施設の整備と維持管理
 - 2-3 上水道の水質保全と安定供給

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1. 持続可能な循環型社会の形成

2-1-1. 低炭素社会

☛環境政策課

現況と課題

産業革命以降、私たち人類は、化石燃料の大量消費により大気中への二酸化炭素の排出を加速的に増加させてきました。近年、地球規模の気象の変化が観測されており、人類の活動への影響のみならず、生態系や生物多様性への影響が大きな問題となっており、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない状況です。☛施策1)・5)へ

地球温暖化を抑制するため、化石燃料に過度に依存しない新たな経済成長を目指す「低炭素型」の社会の構築が、地球規模で早急に取り組むべき課題であり、あらゆる活動で環境に配慮した行動が求められています。☛施策2)・3)へ

地球温暖化に対する市民・事業者の意識は高まっていますが、エネルギー使用量は増加しており、「上尾市環境基本計画」に基づく積極的な取り組みが求められます。☛施策1)・4)へ

市内では、自然環境の保全や河川の保全などの環境活動を実施しているさまざまな団体が、美化活動、ごみ減量啓発活動、環境学習会、自然観察会等を行っています。しかし、市民意識調査結果では環境について学ぶ機会、環境活動の機会等の満足度が低い状況です。

☛施策1)・4)・5)・6)へ

市民・事業者の環境活動への取り組みは、資源回収活動や地域清掃活動を除き参加率が低い状況です。☛施策5)・6)へ

関連計画

上尾市地球温暖化防止実行計画(平成18～24年度)

第二次上尾市環境基本計画(平成22～32年度)



基本方針

上尾市環境基本条例の理念に基づき、地域全体で環境負荷の少ない社会を目指すため、環境教育等により市民の環境意識の向上を進めるとともに、環境に配慮した行動や自然エネルギーなどの新たなエネルギーの活用について検討します。併せて、環境に関する情報発信、環境保全団体の育成、環境活動への事業者の参加促進等、地球環境保全につながる取り組みを積み重ねていきます。



施策内容	1)環境に関する生涯学習の推進	<p>環境について学ぶ機会の創出や、環境に関するイベントなどを開催することにより、市民の環境意識の向上を目指します。</p> <p>学校や子ども会などでの環境教育の推進を支援するとともに、指導者の育成に努めます。</p> <p>公民館などの公共施設を環境に関する学習拠点となるよう推進します。</p>
	2)率先的な環境配慮活動	<p><u>環境マネジメントシステム</u> を構築し、環境に配慮した事業活動に取り組むとともに、「第二次上尾市環境基本計画」の進行管理を行います。</p> <p>環境負荷の調査や負荷削減行動に取り組むことにより、市全体の環境改善を目指すため、地球温暖化防止地域実行計画を策定し、計画的な改善に取り組みます。</p> <p>施設に応じた環境配慮事項を提示し、効果的な環境配慮型の施設整備に努めます。</p>
	3)新たなエネルギーの導入	<p>廃食用油の有効活用、<u>バイオマス・エネルギー</u> の利用可能性などを検討します。</p> <p>市民・事業者の自然エネルギー型・省エネルギー型設備などの導入を推進します。</p> <p>再生可能エネルギーや未利用エネルギーなどの新たなエネルギーの活用を検討します。</p>
	4)環境配慮意識の啓発	<p>「<u>エコライフDAY</u>」の取り組みを市民、事業者と連携して推進するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行い、環境の保全及び創造を呼び掛けます。</p> <p>環境に関する啓発イベントを継続的に開催し、市民や事業者に対して地球規模の環境問題に関する啓発活動を行います。</p> <p>自動車の利用に伴うエネルギーの消費を抑制するため、公共交通機関や自転車の利用を促進します。</p>
	5)環境に関する情報の発信	<p>市内で開催される自然環境の保全などの環境活動に関する情報提供、省エネルギー・省資源型の設備・機器・住宅等に関する情報提供を行うとともに、環境に関するパンフレット類の作成、配布や、市ホームページなどにより、市の環境活動や環境に関する情報を発信します。</p>
	6)環境保全活動の支援と参加促進	<p>環境保全団体を育成し、その活動に協力します。また、団体間の交流促進を図ります。</p> <p>市内企業に地域コミュニティや地域貢献活動への参加を促すとともに、上尾市環境推進協議会への加入を要請します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		環境保護団体育成事業		環境推進・啓発事業
	環境マネジメントシステム事業		地球温暖化対策推進事業	

用語 生物多様性／環境マネジメントシステム／バイオマス・エネルギー／エコライフ DAY ⇒用語解説 (P160～P173)へ

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1. 持続可能な循環型社会の形成

2-1-2. 資源循環

●環境政策課・生活環境課・西貝塚環境センター

現況と課題

今日の経済発展は私たちの日常生活や経済活動などを起因とした大量生産・大量消費が前提であったため、その結果として大量廃棄によるごみ問題が発生しています。☞施策1)へ

本市におけるごみの排出量は平成14年度まで増加していましたが、その後、減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量も減少しつつあります。この要因には、ごみの発生抑制への取り組みとともに、近年の経済状況の悪化なども考えられます。☞施策1)へ

ごみ減量については、事務区、消費生活展、環境フェスティバル、PTA及び施設見学などで積極的に啓発活動を行っています。市民意識調査結果でも資源回収活動への参加率は高く、取り組みが浸透していることがうかがえます。しかし、ごみの分別の徹底は完全ではなく、継続的な意識啓発が必要です。今後はごみ減量をさらに促進させるために、ごみ袋の有料化等も検討していくことが必要です。☞施策1)へ

ごみの再資源化のため、西貝塚環境センターにおける資源物の分別収集や地域リサイクル事業の取り組みが進められています。ごみの資源化率は、ほぼ横ばい傾向です。☞施策2)・4)へ

廃棄物の適正な処理を進めるため、広域によるごみ処理の検討をしています。また、資源の有効活用を図るため適切なリサイクル手法の検討が求められています。☞施策2)・3)へ

本市が埼玉県及び他県の最終処分場に委託している焼却灰の最終処分量は減少傾向にありますが、不燃物は増加傾向にあり、特にガラスの資源化率の向上が課題です。

☞施策2)・3)へ

市民意識調査でも、ごみのポイ捨てや不法投棄など、まちの環境美化への関心の高まりが明らかになっております。今後も市民・事業者の環境意識が高まるような取り組みが必要です。

☞施策5)へ

関連計画

上尾市一般廃棄物処理基本計画(平成18～27年度)

基本方針

長期的に持続可能な資源循環型社会の実現を目指し、資源回収、生ごみの自己処理促進、ごみの収集・処理体制の充実など、ごみの発生抑制に取り組みます。市民・事業者の自主的な取り組みを拡大するため、リサイクルシステムを確立し、環境美化活動を推進します。



施策内容	1)ごみの発生抑制・3R	<p>市民・事業者の自主的なごみの発生抑制の取り組みに対し啓発・情報提供など支援を行います。</p> <p>資源回収の拡大を推進し、地域のリサイクル活動団体に対する支援を行います。</p> <p>家庭における生ごみの自己処理を促進します。</p> <p>ごみ処理費用について、ごみ減量にも効果的な費用負担を検討し、公平性の確保に努めます。</p>
	2)ごみの適正な収集・処理	<p>ごみの分別を徹底し、資源物や処理困難物も含めた収集体制を充実します。</p> <p>最終処分に関しては、<u>埼玉県環境整備センター</u> や、<u>焼却灰のセメント原料化事業</u>、<u>彩の国資源循環工場</u> などの利用も含めた事業の推進を図り、<u>資源循環型社会</u> の実現を目指します。</p>
	3)廃棄物処理施設の維持・整備	<p>西貝塚環境センターの焼却施設は安定・適正運転を続けるとともに、計画的な補修整備を行い施設の予防保全を図ります。</p> <p>収集効率の向上、安定したごみ処理能力を維持していくため、市域東側への(仮称)第2環境センター整備を伊奈町との広域化により検討します。</p>
	4)リサイクルシステムの確立	<p>リサイクル品目の拡充を検討するとともに、リサイクルセンターの整備を検討します。</p>
	5)環境美化の推進	<p>「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」に基づきポイ捨て防止のための啓発事業を推進します。</p> <p>市民・事業者・ボランティア団体などが行う環境美化活動を支援します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	地域リサイクル資源回収事業		家庭用生ごみ処理容器購入補助事業	
	最終処分事業		西貝塚環境センター維持管理事業	
	西貝塚環境センター焼却施設整備事業		クリーン上尾運動事業	
	環境美化促進事業			



地域のリサイクル活動

用語

3R／埼玉県環境整備センター／焼却灰のセメント原料化事業／彩の国資源循環工場／資源循環型社会 ⇒用語解説(P160～P173)へ

現況と課題

大気環境は、概ね環境基準を達成しています。二酸化硫黄と二酸化窒素は減少傾向にあり、自動車の排出ガスに対する規制強化の効果と推測されます。しかし、光化学オキシダントは環境基準を満たしておらず、特に夏季の数値の上昇は、自動車の排出ガスや工場等から排出される揮発性有機化合物(VOC)などの影響が考えられます。☞施策1)へ

道路交通量は、国道16号、17号ともに10年前より増加しており、騒音は国道17号が騒音規制法に基づいた夜間の要請限度(70dB)を超過しています。幹線道路や抜け道にあたる地域では、道路交通が良好な生活環境を阻害する要因となっています。☞施策1)へ

空き地や私有林等の荒廃は不法投棄を誘発したり、害虫を発生させるため、所有者は、定期的に除草や枝払いをしたり、フェンスを設置するなどして対策を行う必要があります。☞施策2)へ

し尿処理は、公共下水道の普及により処理量は減少傾向にありますが、今後もし尿の収集・運搬と処理施設の適正管理運営に努める必要があります。☞施策2)へ

人と動物が共生できる地域社会を推進するため、平成22年6月「上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例」が制定されました。今後も狂犬病予防などの動物感染症対策を施しながら、伝染病のまん延を防いでいく必要があります。☞施策2)へ

従来からの典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に関連する工場や事業所などについては「環境基本法」の制定や公害防止技術の向上及び環境管理の国際規格認証取得の動きにより改善されてきた一方で、未規制公害発生施設等による水質汚濁、悪臭、野焼き、生活騒音など多様な問題が発生しています。☞施策3)・5)へ

受動喫煙による健康被害の意識の高まりや、煙草の火による火傷や服の焼け焦げ、火災の誘発、吸殻のポイ捨てなどを防止するため、「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」を平成23年3月から施行し、上尾駅及び北上尾駅の東・西口周辺を路上喫煙禁止区域として指定しました。今後も、この条例に基づき、直接・間接的な路上喫煙による被害を無くしていく必要があります。☞施策4)へ

地上テレビ放送は、平成23年7月からアナログからデジタルに移行する予定ですが、残された受信障害世帯の解消が課題です。☞施策6)へ



基本方針

各種の環境汚染に対しては、法的な防止対策や指導などを行うほか、市民の協力も得て対策を検討していきます。また、さまざまな生活環境問題として、害虫対策、不法投棄対策、伝染病防止対策、喫煙マナー啓発などを推進し、それらの情報収集・提供に努めながら生活環境を保全・改善していきます。



施策内容	1)環境保全対策	<p>水質、大気、騒音・振動、悪習等の防止に関する法律、条例に基づき、特定・指定工場事業所に立入調査を実施し、規制基準厳守を指導します。地下水・土壌汚染については、現状把握に努めるとともに市民や事業者への適切な指導・意識啓発を実施します。</p> <p>市内主要地点の環境調査(河川水質、<u>ダイオキシン類</u>、道路騒音・振動等)を実施します。</p> <p>自動車の排出ガスを抑制するため、<u>低公害車</u>の導入を関係機関と連携して推進します。</p>
	2)生活環境対策	<p>空き地、雑木林等の適正な維持管理の指導や、道路側溝、水路等から発生する害虫対策を推進します。</p> <p>環境美化活動をとおして市民の不法投棄に対する意識の向上を図ります。</p> <p>し尿の収集、運搬を行い、<u>上尾桶川伊奈衛生組合</u>によるし尿処理施設の適正な管理運営を行うとともに、し尿汲取り手数料の支払い方法の検討など、効率的な収納に努めます。</p> <p>動物との共生について、専門家や民間団体と連携し、必要な施策を検討していきます。</p> <p>狂犬病予防のための蓄犬登録、予防注射を行い、新たな動物由来感染症対策等の普及啓発を図り、伝染病のまん延を防止します。</p>
	3)新たな環境問題の未然防止	<p>法律や条例による規制がかからない施設からの、水質汚濁、大気汚染、悪臭、生活騒音など、行政の力だけでは不十分な多様な問題に対して、市民の協力を得ながら対策を検討します。</p>
	4)路上喫煙防止の推進	<p>「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき指定された区域内での路上喫煙を禁止するとともに、喫煙者のマナーアップを図るための啓発活動などを推進します。</p>
	5)環境情報の収集・提供	<p>本市における環境の状況、並びに環境の保全及び創造に関する取り組みを「あげお環境白書」としてまとめ、情報を提供します。</p>
	6)地上デジタル放送の受信障害世帯の解消	<p>関係機関と連携し、地上デジタル放送の移行に伴う受信障害に関連した情報提供を行いながら、受信障害世帯の解消を図ります。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	環境調査事業		し尿処理体制整備事業	
	あげお環境白書の作成		特定事業所等排水水質立入調査	
	路上喫煙防止事業		狂犬病予防集合注射事業	

用語

光化学オキシダント／揮発性有機化合物(VOC)／ダイオキシン類／低公害車／上尾桶川伊奈衛生組合 ⇒用語解説(P160～P173)へ

2. 未来につなぐ環境づくり

2-2. 生活・雨水排水施設の整備と維持管理

2-2-1. 生活排水

生活環境課・下水道課・河川課

現況と課題

都市経営の観点から、公共下水道と合併処理浄化槽の合理的な区域設定を検討し、県や関連市と調整を図ることが必要とされています。☞施策1)・2)へ

公共下水道全体計画区域以外は浄化槽区域となりますが、公共用水域保全や快適な生活環境などの観点から、浄化槽の設置及び維持管理のあり方が課題となります。☞施策1)へ

公共下水道供用開始区域においては、速やかに下水道を使用することにより、水洗化率の向上を図る必要があります。☞施策2)・4)へ

合流式下水道緊急改善計画(合流改善)は、降雨時の河川への放流水の量及び汚濁負荷を下げするために、国の法律に基づき対策を講じてきましたが、計画と期間の見直しにより、平成25年度までに貯留管の設置を行う必要があります。☞施策3)へ

災害などの非常時対策として、下水道施設の耐震化を図る必要があります。☞施策2)・5)へ

下水道施設の計画的な維持管理を進める必要があります。公共下水道区域以外の戸別浄化槽については今後適正な維持管理の仕組みを確立する必要があります。☞施策1)・5)へ

関連計画

上尾市公共下水道全体計画(平成14～27年度)

上尾市生活排水処理基本計画(平成22～37年度)

上尾市都市計画マスタープラン2010(平成23～42年度)



基本方針

生活排水の処理は、公共下水道による対応と、その全体計画区域外での浄化槽による対応を基本とし、公共下水道は事業計画を適宜見直しながら、その整備拡大と接続による水洗化促進を図り、浄化槽はその適正管理を促進します。合流式下水道の改善を含め、これら排水処理施設の適切な維持管理に努めます。



施策内容	1)生活排水の適正処理	河川浄化を図るため、水を汚さない意識の啓発に努めます。 公共下水道全体計画区域外の地域については、浄化槽等の生活排水処理施設の普及を図り、保守点検及び法定検査等の依頼を浄化槽管理者が実施するように指導します。
	2)公共下水道の整備	快適な生活環境を確保し、河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進めます。 生活排水処理施設整備構想に基づき、都市計画及び財政計画と調整を図りながら、上尾市公共下水道全体計画区域の見直しを検討し、効率的な整備に努めます。
	3)合流式下水道の改善	降雨時の河川への未処理下水放流について、汚濁負荷量を削減するために、一時的に貯留し晴天時に処理場へ送水し処理するための施設設置に努めます。
	4)水洗化の促進	公共下水道が供用開始された地区の未水洗化世帯に対し、水洗便所改造資金貸付制度を引き続き実施するとともに、啓発活動や個別指導等により、水洗化の向上に努めます。
	5)下水道施設の維持管理	下水道施設を適切な状態を保つよう、維持管理に努めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	公共下水道管きよ整備事業		合流式下水道緊急改善事業	
	水洗便所普及事業		公共下水道管きよ維持管理事業	
	ポンプ運転・維持管理事業		水洗便所改造資金貸付制度	
	小型合併処理浄化槽設置補助事業			

2. 未来につなぐ環境づくり

2-2. 生活・雨水排水施設の整備と維持管理

2-2-2. 雨水排水

●道路整備課・下水道課・河川課

現況と課題

急激な宅地化などにより短時間に雨水が河川に流出し、洪水の原因になっています。河川と下水道が一体となって効率的に治水安全度の向上を図るため、体系化された「総合治水計画」を策定する必要があります。☞施策1)へ

洪水ハザードマップ は、平成 21 年度に全戸配布しています。今後は内水ハザードマップ を作成し、豪雨時の警戒区域を情報提供するなど、二次災害等の危険回避を図る必要があります。☞施策1)へ

治水機能の充実を図るとともに、親水性 に配慮した河川整備を進める必要があります。☞施策2)へ

雨水を確実に排水するために、河川整備をはじめ公共下水道雨水管及び都市下水路 などの計画的な整備を進める必要があります。☞施策2)・3)へ

河川への雨水流出量を制御するために、雨水の貯留施設、浸透施設の設置を進める必要があります。また、貯留された雨水の再利用を図るなど健全な水循環の構築を図る必要があります。☞施策4)へ

河川、公共下水道雨水管、都市下水路などの計画的な維持管理を進める必要があります。☞施策5)へ

関連計画

上尾市公共下水道全体計画(平成 14～27 年度)

基本方針

総合治水基本計画を策定し、それに沿って、河川の整備や都市下水路・雨水管きよの整備、またそれら施設の適切な維持管理を進めます。同時に、雨水の流出抑制のためのさまざまな方策などを通じ、市民・民間事業者とともに雨水排水を計画的に河川等へ流出させる環境を整えていきます。

施策内容	1)総合治水基本計画策定	雨水排水を計画的に河川等へ流出させるために、流域と整合を図りながら、「上尾市総合治水計画」を策定します。また、内水についてもハザードマップの作成を行います。
	2)河川の整備	治水機能の充実を図るとともに、親水性に配慮した河川整備に努めます。
	3)都市下水路の整備	浸水被害の対策として、河川整備と整合を図り、都市下水路や雨水管きよの整備に努めます。
	4)雨水の保全対策	公共施設や事業所、一般家庭において、雨水貯留施設、浸透施設等の設置を促進し、河川への雨水の流出量を制御します。また、河川の水質保全や水害制御、温暖化対策などの観点から、貯留された雨水の有効利用を図ります。(下図参照) 道路整備においては、雨水の流出量を抑制するため、浸透式の側溝整備(公共下水道地域)や、透水性及び太陽光を反射する遮熱性のある歩道舗装を図ります。
	5)雨水排水施設の維持管理	雨水排水施設を適切な状態に保つよう、維持管理に努めます。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	雨水貯留タンク設置等補助事業		都市下水路整備・管理事業	
	普通河川整備・管理事業		準用河川改修事業	

■雨水貯留タンク設置等補助事業の概要

私達のまちを水害から守ろう

① 地球温暖化が進むと台風の巨大化や集中豪雨が多く発生するといわれています。

② 浸水対策は今後さらに重要になっていきます

●上尾市では、大量の雨水が急激に河川に流れ込むことによって起こる浸水被害を未然に防ぐため、市民の皆様には雨水貯留タンクの設置をお願いしています。



雨水貯留タンクの構造

市では、設置費の補助をしています！

① 補助金額は
(タンクの値段)+(設置費用)の2分の1
上限は3万円です。

② タンクに貯めた雨水を庭木への散水に利用することで水道水の節水にも役立てることができます。

雨水貯留タンクの設置例



ご不明な点は上尾市役所河川課までお問い合わせください。
電話 048-775-9381 E-mail s404500@city.ageo.lg.jp

用語 洪水ハザードマップ/内水ハザードマップ/親水性/都市下水路 ⇒用語解説(P160~P173)へ

2. 未来につなぐ環境づくり

2-3. 上水道の水質保全と安定供給

2-3-1. 上水道

水道部総務課・業務課・工務課・維持管理課

現況と課題

本市の上水道は、昭和 39 年に給水を開始して以来、5 回の拡張事業を重ねた結果、ほぼ全世帯に普及し、生命の維持に欠かすことのできない重要なライフラインの役割を担っています。☞施策 1)へ

給水開始当初に整備した水道施設は 40 年以上経過し、老朽化が問題になっています。災害などの非常時の被害を最小限に抑え、常に水道水が送れるよう施設の計画的な更新と維持管理を進める必要があります。☞施策 1)・2)へ

安心・安全な水質を保つために、水道管内の状況確認や水質管理の徹底を図る必要があります。☞施策 3)へ

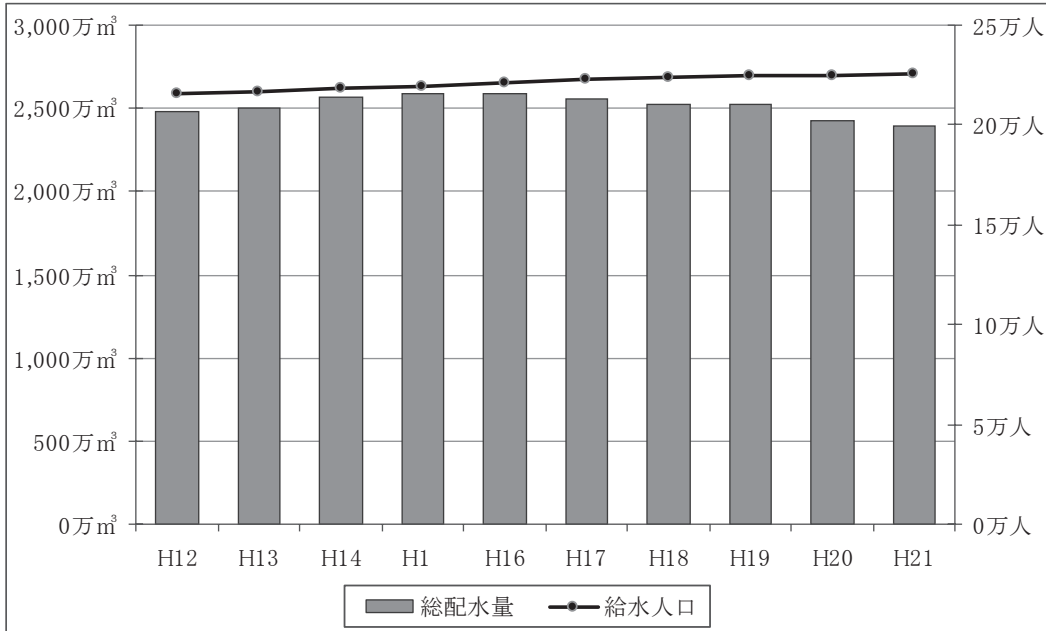
給水人口がほぼ横ばい状態の中で、利用者の節水意識の向上や節水型機器の普及などにより、水道の使用量は減少傾向にあります(下グラフ参照)。収益を保つには有収率を高めるとともに、外部委託の内容や範囲の拡大を検討し、埼玉県や近隣事業者との連携を図りさらなる経費削減に努める必要があります。☞施策 4)へ

効率的な運営とともに、施設更新の財源確保と利用者への一層のサービス向上のため、近年の生活様式の変化に応じたより適正な水道料金を検討する必要があります。☞施策 5)へ

関連計画

上尾市地域水道ビジョン(平成 21 ~ 30 年度)

■総排水量・給水人口



基本方針

将来にわたりいつでも安心して使える水道を保ち続けるため、水道施設や設備の維持管理、耐震化も含めた更新・整備、井戸の保全などに取り組んでいきます。長期的に安定した水道事業経営ができるよう、経費削減等による収益性の向上とともに、計画的・効率的な事業運営に努めます。



施策内容	1) 上水道施設の維持・整備	老朽管の更新とともに、配水管網の整備を計画的に進めていきます。施設や設備の定期的な保守点検を実施し、更新を含めた計画的な維持管理を進め、また、環境に配慮した設備の導入を積極的に検討します。
	2) いつでも使える水道の確保	自己水源である市内の井戸の保全に取り組み、渇水や災害などの非常時にも常に水が供給できる水道を目指します。水道施設の更新に際しては、災害時の被害を最小限に抑えられるよう、積極的に耐震化を進めます。
	3) 安心・安全な水質の確保	井戸の地下水から水道管末端の水道水まで、水質管理の充実と徹底を図り、安心・安全な水道水を送ります。水道管内部の洗浄を実施し、さらなる安心・安全な水質の向上に努めます。
	4) 収益性の向上	効率的な漏水防止対策などを施すことにより無効水量を減少させ、有収率の向上に努めます。事務を見直し、効果が期待できる業務については積極的に外部委託を導入します。埼玉県や近隣事業体との連携を図り、施設の共同利用や部分的な共同運営などによるコスト削減を検討していきます。
	5) 健全な水道事業運営	「上尾市地域水道ビジョン」に基づき、計画的かつ効率的な事業運営に努めます。将来的な施設更新を見据え、近年の生活様式の変化に応じた、より適正な水道料金を検討し、利用者サービスと事業の安定性を高めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	配水管網整備事業		老朽管更新事業	
	浄水場更新事業		浄水処理改善事業	
	漏水防止対策事業			

2. 未来につなぐ環境づくり	目標指標
-----------------------	-------------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
2-1. 持続可能な循環型社会の形成	温室効果ガス総排出量	14,363,742 kg-CO ₂	13,501,917 kg-CO ₂	電気使用量、燃料使用量などからの温室効果ガス排出量を6%削減
	ごみ排出量(可燃物)	62,167 t	61,681 t	
	一人1日当たりのごみ排出量	832 g	815 g	
	ごみの資源化率	16.8%	22.3%	
2-2. 生活・雨水排水施設の整備と維持管理	公共下水道普及率	74.0%	80.0%	
	合流式下水道改善率	30.8%	100.0%	
	雨水貯留タンク設置件数	25 件	340 件	
	準用河川整備率	71.0%	83.7%	
2-3. 上水道の水質保全と安定供給	有収率	93.3%	94.4%	
	水道管路耐震化率	19.0%	27.0%	